

各委員からの意見

参考資料1

補正の制限

	委員	要望
CIP	竹田委員 長岡座長 丸島委員	CIP出願制度を導入すべきではないか。 国内優先期間を公開ギリギリまで延ばすべきではないか(丸島委員)。
追加サーチ料	長岡座長 丸島委員	単一性違反等の補正は、追加サーチ料を徴収し、一つの手続の中で行えるようにするべきではないか。
	石田委員	米のRCE制度を参考に、もしクレームをガラッと変えてサーチをしなければいけないという場合には、出願人の公平性を担保する意味もあって、サーチ料を取るのもいいし、出願料を取るのもいいと思う。
出願から一定期間内への制限	長岡座長	補正の時期は、特許査定となるか拒絶査定となるかとは無関係に、出願時期を基準として制限すべきではないか(例えば出願から4年以内)。

分割出願の時期的緩和

	委員	要望
ダブルパテント	秋元委員 大西委員 竹田委員 牧野委員 丸島委員 長岡座長	同一発明でも分割出来るようにすべき。 原出願と分割出願の権利を分離して譲渡することを禁止する規定が必要(竹田委員)。
分割出願制度の悪用に対する対処	浅見委員 江崎委員 牧野委員	分割の時期的制限が緩和された場合、制度を悪用するような者が出ないような手当も必要ではないか。
出願から一定期間内への制限	長岡座長	分割の時期は、特許査定となるか拒絶査定となるかとは無関係に、出願時期を基準として制限すべきではないか(例えば出願から4年以内)。

その他

	委員	要望
実用新案制度	竹田委員	特許の審査請求件数の減少を図るため、存続期間の延長や特許出願への変更等によって実用新案制度の魅力を向上させるべき。
意見書提出期間	秋元委員	ライフサイエンスの分野では、意見書に実験成績証明書等を添付するが、現行の日本の意見書の提出期限内では実験証明書の提出が困難であり、提出期間を長くすべき(アメリカの方が提出期間が長い)。
グレースビリオド	竹田委員	現行の30条の規定では、産学連携や発明の保護に不十分、1年間の簡便な新規性喪失の例外規定を導入すべき。
中堅企業の特許管理	菊池委員	「今後の企業における特許の価値評価に関するアンケート調査」によると、中堅企業の特許管理に問題があるようだ。未利用特許に対してペナルティを課す(料金改正、審査着手判定基準の見直し等)、案件によって取扱いを変更する等、出願の段階での整理が必要。
他庁の調査結果通知の義務	竹田委員	当該出願に関連する外国出願の審査において先行技術が引用された場合、特許庁にそれを通知すべき。 義務に違反した場合には、何らかの制裁措置が必要ではないか。
早期審査制度	長岡座長	早期審査請求件数が増大した場合にも、早期審査制度を円滑に運用できるような手だてを検討すべき。